

知的障害者・発達障害者の支援者対象

平成18年度 第1回

消費者被害・トラブル対応のための基幹的支援者養成研修会

実施要綱

主催：あいち障害者の消費者被害研究会

後援：愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）
愛知県知的障害者福祉協会
豊田市福祉事業団

日時：平成18年7月13日（木）9時50分～16時30分
（受付9時30分～）

場所：愛知県弁護士会館 4階会議室
（名古屋市中区三の丸1-4-2）

目的：

愛知県において、消費者被害・トラブルに遭遇する知的障害者・発達障害者等の支援を、法律関係者と有機的に連携し適切に実施するとともに、潜在的な被害・トラブルを支援に繋げることの出来る、実践力ある福祉職員を集中的に養成する。

また今後開催される予定の一般支援者を対象とする研修事業に際し、基幹的役割を担う。

対象：

愛知県において、障害者の消費者被害・トラブルに対し先駆的・積極的に対応し、支援経験の豊富な福祉施設職員等。規模は10名前後を想定する。
（引き続き同年中に対象者を拡大し、一般支援者向け研修会を開催する予定）

参加費：

無料

修了証：

本研修会修了者には、修了証を発行いたします。

【 あいち障害者の消費者被害研究会 】

愛知県弁護士会の有志、福祉関係者などが共通する消費者被害問題を検討するために設置した研究会です。本研究会には、文部科学省文部科学研究費基盤研究（C）「知的障害者の地域生活における消費活動・金銭管理とその支援に関する研究」（研究代表者名川勝）、厚生労働科学研究「発達障害者支援における地域啓発プログラムの開発」（主任研究者堀江まゆみ）が、協力して研究を推進しています。

【プログラム】

- 9:30 受付
9:50 開会、主催者挨拶
9:55 事務連絡
- 10:00～10:30 知的障害者・発達障害者の消費者被害・トラブルおよびその支援
堀江まゆみ（白梅学園短期大学心理学科教授）
（現状、全国的動向、今後のあり方などに関する包括的講義）
- 10:40～12:40 知的障害者・発達障害者の消費者被害・トラブルに関する法的知識
伊藤勤也（愛知県弁護士会 消費者問題対策特別委員会委員）
（必要な法的知識の講義、ならびに事例と質疑応答による実践的知識の活用）
- （昼食）
- 13:25～15:25 知的障害者・発達障害者の消費者被害・トラブルへの弁護士の対応
高森裕司（愛知県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営特別委員会（アイズ）委員）
（事例による対応方略・手順の説明、ならびに留意点の検討、質疑応答を含む）
- 15:35～16:30 モデル事例に基づく支援・連携の流れ（演習）
進行：名川勝（筑波大学大学院人間総合科学研究科講師）
（モデル事例提供、気づきから支援・連携手順の確認と議論、今後のネットワーク形成）
- 16:30 修了証授与
16:40 事務連絡、閉会

参加者にはあらかじめ、 で紹介していただける事例をご提供ください（手順は別紙参照）。講師はこれを事前に読み、講義に取り入れます。

なお、紹介事例は本研修会内でのみ用い、その取り扱いに留意するものとします。

本研修会に関するお問い合わせ等は、下記事務局までお願いいたします。

研修会事務局 〒305-8572 茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学心身障害学系 名川研究室

Tel/Fax 029-853-4728

mnagawa@human.tsukuba.ac.jp

【事例提供のお願い】

本研修会では、より実践的な研修を実施するとともに、日頃疑問に思っていることを確認し理解を深めるために、講義と演習の中で被害・トラブル（被害・加害を含む）の事例を活用します。つきましては、参加者各位には、趣旨ご理解のうえ下記要領にてあらかじめ事例をご送付くださいますようお願いいたします。

なおご提供いただきました事例資料については、研修会内でのみ利用し、お持ち帰りいただきぬようご注意ください。また研修の時間的制約から、提出いただいた事例すべてを取り扱うものではないことをご了承願います。

提出要領

1. 事例：

知的障害者・発達障害者の消費被害・トラブルに関する事例で、本研修会にて検討すべきもの。お一人あたり若干数までとします。事例には被害・加害を含みます。

2. 記載事項、規格：

当事者のプロフィール、（必要に応じて）家族の関係図、トラブルの種類・対象商品、金額（総額をわかる範囲で）、経緯、関与者、相談機関とその対応、現状、課題点、疑問点、その他必要事項を要領よくまとめ、A4版用紙2～3枚を1事例としてください。

3. 送付先：

〒471-0066 豊田市栄町 1-7-1（けやきワークス内）
豊田市障害者総合支援センター
Tel 0565-33-2551 Fax 0565-31-9143 担当 手嶋

4. 送付期限：

平成18年6月30日（金）

5. その他

提出いただいた資料は研修会内で利用後、処分させていただきます。

研修会事務局 〒305-8572 茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学心身障害学系 名川研究室

Tel/Fax 029-853-4728 mnagawa@human.tsukuba.ac.jp

研修会参加申込用紙

あいち障害者の消費者被害研究会ほか主催の「第1回消費者被害・トラブル対応のための基幹的支援者養成研修会」(平成18年7月13日)について、参加を申し込みます。

氏名	
所属	
連絡先	

申込用紙は、最寄りの研修会担当者までご提出ください。

事例をあらかじめご提出ください。

送付先：

〒471-0066 豊田市栄町 1-7-1 (けやきワークス内)

豊田市障害者総合支援センター

0565-33-2551 FAX0565-31-9143 担当 手嶋

(その他お問い合わせは事務局までお願いいたします)

研修会事務局 〒305-8572 茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学心身障害学系 名川研究室

Tel/Fax 029-853-4728

mnagawa@human.tsukuba.ac.jp